法別表第1 (新) H26.6.4公布H27.6.1施行

耐火建築物等としなければならない特殊建築物

(第6条、第27条、第28条、第35条一第35条の3、第90条の3関係)

	(V)	(ろ)	(は)	(とこ)
	用途	(い)欄の用途 に供する階		(い)欄の用途に供する部分の 床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する もので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡(屋外観覧席にあっては、1,000㎡)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	
(3)	学校、体育館その他これらに類する もので政令で定めるもの	3階以上の階	2,000㎡以上	
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	500㎡以上	
(5)	倉庫その他これに類するもので政令 で定めるもの		200㎡以上	1,500㎡以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その 他これらに類するもので政令で定め るもの	3階以上の階		150㎡以上